

## 2015年度税制改正関連法の成立にあたって（声明）

2015年度税制改正関連法が3月31日、参議院本会議で自民、公明、次世代の党などの賛成多数により可決、成立した。その中心となるのは法人税の減税であり、消費税10%への引き上げ時期を明確にしたことである。

法人税減税については、今年4月から国・地方を合わせた法人実効税率（標準）を現行の32.62%から32.11%に引き下げ、さらに2016年度には31.33%に引き下げることにした。また、安倍総理が昨年末の衆議院総選挙に絡めて先送りした「消費税10%への引き上げ」については、2017年4月に実施することとした。

退職者連合は、第189通常国会に向けた政策・制度要求（季節要求）の中で、公正税制を求める立場から法人税減税には反対であることを明確にし、政党要請などを行ってきた。しかし政府・与党は、国会論議の中でも「法人実効税率の引き下げによって企業収益が増えれば、従業員への賃上げにつながる」と期待できるなどとして、それによる雇用改善や所得増への具体的方策を示せないまま、法人税減税のみの先行実施を決めた。また、消費税10%への引き上げについて、関連法には景気条項をつけず2017年4月に「確実に実施する」とし、逆進性緩和に向けた軽減税率については「2017年度からの導入を目指して検討を進める」という曖昧な表現にとどまっている。

国会で審議中の2015年度一般会計予算の歳入比率は、消費税17.8%、所得税17.1%、法人税11.4%、その他10.4%、残りは特例公債と建設公債となっており、すでに消費税が法人税を大きく上回っている。また、今日までの法人税減税と消費税増税の流れを見れば、政府・与党がどんなに「消費税増税分は社会保障財源に充てる」と巧言しても、実態的にはそれが法人税減税の代替財源になっていることは明らかである。

裏返してみれば、それは「税金を取りやすいところから取る」という政府の変わらぬ姿勢の表れであり、同時に、安倍総理が目指す企業利益最優先、株主利益最優先による「日本を世界で最も企業が活動しやすい国にする」ための一貫した考えによるものだといっても過言ではないだろう。

「巨大企業が正しく納税すれば消費税増税は必要ない」との専門家の指摘もある。退職者連合は、さらに公正税制の実現を求めて運動を展開していく。

2015年 4月6日

日本高齢・退職者団体連合（退職者連合）